

松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例の概要

施行期日 令和6年4月1日

① 本条例の目的

松本市ゼロカーボン実現条例第11条の規定に基づき、市域における太陽光発電設備の設置、維持管理等に関し必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス排出削減の流れを加速させ、自然環境及び生活環境の保全を図りながら、太陽光発電設備の適正な導入を促すことを目的とします。

② 対象施設

発電出力10kW以上の地上設置型太陽光発電施設
※建築物に設置されるもの及び標識・照明・河川監視設備等に附属して設置されるものは除く。

③ 禁止区域 (設置できない区域)

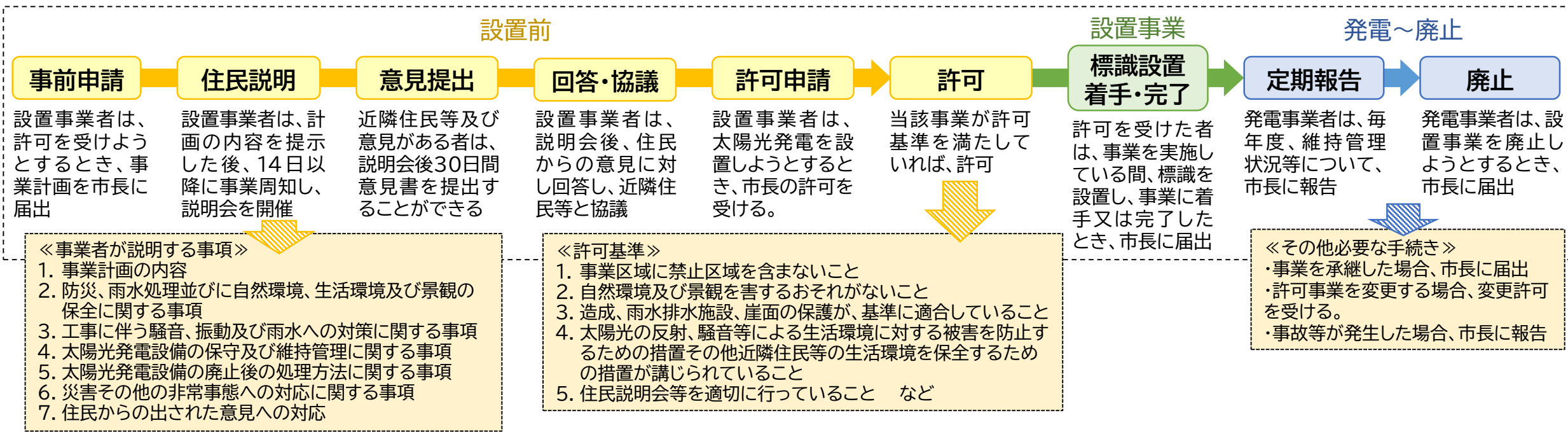
土砂災害特別警戒区域、土砂三法区域、国立公園・国定公園(普通地域及び集団施設地区以外)、県立自然公園(普通地域以外)、保安林、地域森林計画対象森林区域、河川区域、河川予定地、農用地区域(営農型太陽光は除く。)、重要文化財等に係る区域

④ 抑制区域 (原則設置できない区域)

土砂災害警戒区域、山地災害危険地区、国立公園・国定公園(集団施設地区以外の普通地域)、県立自然公園(普通地域)、長野県自然環境保全地域、郷土環境保全地域、鳥獣保護区、特別保護地区、生息地等保護区、水道水源保全地区、水資源保全地域、風致地区

《事業区域に抑制区域が含まれる場合》
・近隣住民等以外の意見を申し出た者とも協議
・環境及び景観に及ぼす影響について調査を実施 など

⑤ 太陽光発電設置時の手続



⑥ 実効性の確保

本条例が適切に施行されるよう、許可の取消、報告徴収、立入検査、勧告、命令及び公表の規定を設けます。